

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和4年1月11日付け（令和4年1月13日収受）で、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の4件の公文書に係る開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

- (1) 中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が、同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと）と、同省が定めている財産処分の承認基準における補助対象財産の経過年数（補助事業者が補助目的のために事業を実施した年数）を無視して、補助対象財産の所有年数だけを根拠に、補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書
- (2) 中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針における最終処分場の整備に対する方針と、環境省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」における最終処分場の整備に対する指針と、県が定めている「廃棄物処理計画」における最終処分場の整備に対する計画と、廃棄物処理法第6条第3項の規定を無視して同法第6条の2の規定だけを根拠に最終処分場の整備を行わずに他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を行うことができるという主旨の技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書
- (3) 環境省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して一般廃棄物処理計画を策定していない中城村と北中城村に対して、県が計画の変更を求めずに、浦添市と2村が共同で作成した循環型社会形成推進地域計画を環境省に送付していた理由と法的根拠が分かる公文書
- (4) 環境省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して一般廃棄物処理計画を策定していない中城村と北中城村が浦添市と共同で作成した循環型社会形成推進地域計画を環境省が承認していた理由と法的根拠が分かる公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、当該公文書を作成又は取得しておらず不存在であることを理由として、条例第11条第2項の規定により、令和4年1月27日付けで公文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年2月14日付け（令和4年2月16日収受）で実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年6月8日付けで審査会に対して、本件処分の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

- (1) 実施機関は、中城村北中城村清掃事務組合（以下「組合」という。）に対し、防衛省の補助目的を達成するための条件（米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される「米軍ごみ」の処理）及び財産処分の承認基準（補助対象財産の「経過年数（補助事業者が補助目的のために事業を実施した年数）」を無視して、熔融炉（補助対象財産）の廃止に係る技術的援助を与えていた事実があるため。
- (2) 市町村が他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の第6条第1項から第3項までの規定に従って（環境省が市町村に対する技術的援助として作成している「ごみ処理基本計画策定指針」（以下「策定指針」という。）に準拠して）一般廃棄物処理計画を策定しなければならない。中城村・北中城村エリアの一般廃棄物処理計画は、策定指針に準拠して策定されていない（環境大臣が定めている基本方針にも適合していない）が、実施機関は組合に対し、廃棄物処理法第6条の2の規定だけを根拠に、他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を行うことができるという主旨の技術的援助を与えていた事実があるため。
- (3) 実施機関は、浦添市と中城村と北中城村（以下「1市2村」という。）が循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を作成した時に、策定指針に準拠して一般廃棄物処理計画を策定していない中城村・北中城村エリアに対して、策定指針に準拠して一般廃棄物処理計画を変更するよう求めなかった事実があるため。
- (4) 環境省が上記(3)に係る地域計画を承認した事実があるため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

実施機関は該当する公文書を保有していないため、実施機関が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

- (1) 組合が沖縄防衛局の補助事業として整備した溶融炉の廃止については、補助金適正化法等の関係法令に基づき沖縄防衛局が判断するものであり、実施機関は組合に対して溶融炉の廃止に対する技術的援助を行っていない。
- (2) 実施機関は、組合管理者からの照会（焼却灰を民間一般廃棄物処分場へ委託処理すること）に対して、廃棄物処理法第6条第2項の規定により可能である旨を回答するとともに、事務連絡で「灰溶融設備を休止し、灰を民間の廃棄物処理施設にて処分するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第4条、第4条の2及び第4条の3の遵守、廃棄物処理法第6条における一般廃棄物処理計画の変更等は必須になることに留意願います。」と情報提供しており、最終処分場の整備に対する方針や廃棄物処理法第6条第3項の規定を無視してはならず、最終処分場の整備を行わなくてよいという主旨の回答ではない。
- (3) 実施機関は一般廃棄物処理計画が策定指針に準拠していないとは考えていないため、準拠していないことを前提とした文書の作成は行っていない。
- (4) 環境省は地域計画が適正なものであると判断し、その承認を行っている。このため、環境省において地域計画が不適正な計画であることを前提とした文書の作成は行われておらず、実施機関もそのような文書を保有していない。

したがって、本件処分の内容は妥当である。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

- (1) 組合は、沖縄防衛局の補助事業として整備した灰溶融設備を、補助目的である米軍ごみの処理に1度も使用していなかった。審査請求人が保有している実施機関と組合が行った会議に係る会議録によれば、実施機関は組合に対して財産処分に係る技術的援助を与えており、審査請求人が知る限り、組合は当該技術的援助によって最終処分場の整備を行わずに灰溶融設備の運用を休止することを決断していた。また、1市2村が平成29年10月に作成した地域計画は、当該灰溶融設備の運用を休止したまま、広域施設の整備が完了したときに廃止する計画になっている。

実施機関は、1市2村が作成した既存施設の廃止計画を含む地域計画を適正な計画であると判断して環境省に送付していたので、結果的に組合に対して補助対象財産の所有年数だけを根拠にして灰溶融設備を廃止することができるという技術的援助を与えていたことになる。

- (2) 実施機関に対する組合管理者の質問は、自区内において最終処分場の整備を行っていない組合が、最終処分場の整備を行わずに他の市町村に一般廃棄物を搬出して民間委託処分（以下「自区外民間委託処分」という。）を継続することができる根拠法令に対する質問であり、その質問に対して実施機関は、結果として他の法令の規定には触れずに廃棄物処理法第6条の2の規定だけが根拠法令であるとする回答を行っていた。

市町村は、地域ごとに必要となる最終処分場の整備を行う努力を放棄して自区外民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定することはできない。

市町村がそのような不適正な一般廃棄物処理基本計画を策定している場合は、都道府県が廃棄物処理法第4条第2項、国が同条第3項の規定に従って市町村に対して必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。実施機関は廃棄物処理法第4条第2項の規定が適用される都道府県として組合に対して必要な技術的援助を与えることに努めておらず、廃棄物処理法第6条の2の規定だけを根拠として自区外民間委託処分を行うことができるという技術的援助を与えていたことになる。

- (3) 環境省が作成している策定指針において、市町村は「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としているが、中城村・北中城村エリアが策定している一般廃棄物処理基本計画は、最終処分場の整備について十分検討していない計画になっている。中城村・北中城村エリアは環境省が作成している策定指針に準拠して一般廃棄物処理計画を策定していなかったことになる。
- (4) 1市2村が平成29年10月に作成した地域計画は、中城村・北中城村エリアが策定している一般廃棄物処理基本計画の対象区域に含まれている「米軍施設」と同施設から排出されている「米軍ごみ」を完全に無視して作成されており、また同エリアは、1市2村が地域計画を作成したときに一般廃棄物処理基本計画の対象区域から「米軍施設」を除外していなかった。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

- (1) 審査請求人が、実施機関が組合に対して行ったと主張する技術的援助に関しては、答申第149号において審査会より実施機関に対して確認を行った。それによれば、組合の熔融炉は防衛省の補助金で整備された施設であることから、当該施設の運用の休止や廃止等の手続は、実施機関ではなく、沖縄防衛局と組合において直接やりとりを行い、財産処分に関しても防衛省が判断することになっており、当該施設の財産処分に関し、実施機関が技術的援助を与えたという記録はないという回答を得た。これに加えて、技術的援助を与えたという記録の保有について実施機関へ再度の確認要請を行ったところ、実施機関が組合に対して財産処分に関する技術的援助を行ったという記録や文書を作成しておらず、実際にこれを保有していないとする説明を受けた。この説明に不合理・不自然な点は認められず、審査会においても当該文書に相当する文書は存在しないことを確認している。

上記を踏まえると、組合が沖縄防衛局の補助事業として整備した熔融炉の廃止については、補助金適正化法等の関係法令に基づき沖縄防衛局が判断するものであり、実施機関は組合に対して熔融炉の廃止に対する技術的援助を行っていないとする実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められないことから、当該文書は保有しておらず不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。

- (2) 審査会において、組合から実施機関に対する平成26年1月28日付け質問文書の内容を確認したところ、廃棄物の処理方法の変更に関する内容であることが確認

できた。併せて、当該質問文書に対する実施機関から組合に対する平成26年2月4日付け回答文書の内容を確認したところ、処理方法の変更の可否について回答したものであって、最終処分場の整備に係る記載は確認できなかった。また、実施機関は事務組合に対して、当該回答文書と同日付けの事務連絡を発しており、その内容を確認したところ、実施機関が説明するとおり、廃棄物処理法施行令第4条、第4条の2及び第4条の3の遵守並びに廃棄物処理法第6条における一般廃棄物処理計画の変更等が必須となることに留意するように記載されていることが確認できた。

以上を踏まえると、実施機関は、組合管理者からの質問に対して廃棄物処理法第6条第2項の規定により可能である旨を回答したとともに、灰溶融設備を休止し灰を民間の廃棄物処理施設にて処分するに当たっては、廃棄物処理法施行令第4条、第4条の2及び第4条の3の遵守並びに廃棄物処理法第6条における一般廃棄物処理計画の変更等が必須となることについて情報提供したものである。最終処分場の整備に対する方針や廃棄物処理法第6条第3項の規定を無視してはならず、最終処分場の整備を行わなくてよいという主旨の回答ではないという実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められないことから、審査請求人が求める文書は保有しておらず、不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。

- (3) 廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされ、環境省が当該計画に係る策定指針を定めている。

本件について、実施機関は一般廃棄物処理計画が策定指針に準拠していないとは考えていないとのことであった。これを踏まえると、策定指針に準拠していないことを前提とする文書である理由や法的根拠が分かる公文書は存在しないという実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められない。したがって、審査請求人が求める文書は保有しておらず、不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。なお、当該計画が策定指針に準拠しているか否かに係る実施機関の判断の正否については、審査会が開示決定等又は開示請求に係る不作為について審議する機関であるため、審議しない。

- (4) 実施機関によると、環境省が作成している「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」により、地域計画は市町村が作成し、都道府県の確認を受けた後に環境省に提出され、環境省が承認を行うこととされている。

審査会より実施機関に確認したところ、環境省からの承認に係る通知中に承認に至った理由や法的根拠は記載されていないとのことであった。また、審査会においても当該通知中に記載がないことを確認した。

以上を踏まえると、環境省は地域計画が適正なものであると判断し、その承認を行っているため、環境省において地域計画が不適正な計画であることを前提とした文書の作成は行われておらず、実施機関もそのような文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められないことから、審査請求人が求める文書は保有しておらず、不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理 ※令和7年1月9日以降
高良 誠	弁護士	※令和7年1月9日以降
徳本 和秀	弁護士	※令和7年1月9日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 ※令和7年1月8日まで
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長 ※令和7年1月8日まで
西山 千絵	琉球大学准教授	会長 ※令和7年1月9日以降
三浦 毅	琉球大学准教授	※令和7年1月8日まで

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年6月8日	諮問書受理
令和6年10月28日	審議（第361回）
令和6年11月25日	審議（第362回）
令和6年12月23日	審議（第363回）
令和7年2月13日	審議（第365回）
令和7年3月27日	審議（第366回）